（別紙）ご意見の要旨と本市の考え方

|  |  |
| --- | --- |
| **ご意見の要旨** | **本市の考え方** |
| １　「大阪市立駐車場経営戦略（案）」の内容について　 ３件  |
|  | 第１ 本戦略について（１ページ）　 １件  |
|  | 市内の商業集積地、観光地及び公共施設等への抜群のアクセス性を誇る立地に21か所の市立駐車場が整備されている。これらの施設等への市立駐車場利用者による様々な経済効果（商談成立金額や各施設利用の際の支出金額）についても「大阪市駐車基本計画」に入れてほしい。 | 「大阪市駐車基本計画」は、本市の駐車対策における４つの基本方針（「①駐車需要の抑制」、「②駐車スペースの有効利用と拡大」、「③取り締まり強化の要請」、「④マナーの向上」）を定めたものであり、これを基に本経営戦略を策定しております。ご意見いただいたデータについて把握できる場合には、これらを含めた各種データの活用により、将来への経営分析にもつなげていきたいと考えております。 |
| 第２ 現状把握について（22ページ）　 １件  |
|  | 市立駐車場の利用者は、市内の車だけではなく、特に休日には商業施設集積地や観光地など、また、平日においてもマンション建設やビル改修工事などによって市外の車も多く流入している。よって、記載している市内の自動車保有台数の推移ほか、データがあるのであれば大阪市内に流入する自動車台数の推移も把握しておいたほうがよい。（ないのであれば、上記市内の自動車保有台数の推移でもよいがあくまで目安のひとつである。） | ご意見のとおり、市立駐車場の利用状況を正確に把握するためには、市内への流入台数の推移など様々なデータの分析が必要であるとは考えておりますが、現時点では計測可能なデータで市立駐車場の利用と直接関連のあるものがないため市内の自動車保有台数の推移について記載をさせていただいているものです。 |
| 第６ 投資・財政計画について（38ページ）　 １件  |
|  | 近年の経営環境が厳しい中にあっても市立駐車場の経営水準は非常に良好であり、各指定管理者の努力は評価に値する。債務（道路公社解散に伴う第三セクター等改革推進債）の償還がなければさらに利益は大きくなり、令和10年度の償還後は大規模修繕などへの投資も可能となる。（施設の老朽化度合いによっては前倒しでの大規模修繕も必要。）前述のとおり、債務の償還は令和10年度まで続くが、現在の状況であれば問題はない。（最初の意見に書いた経済効果もかなり生み出しているだろう。） | 23ページに記載のとおり、指定管理者から大阪市へ納入される納付金は、毎年20数億円を超えていることからも、近年の利用料相場の変動や利用動態（駐車時間等）の変化への対応といった、各指定管理者の経営努力等により一定の収入確保が図られているものと考えています。また、施設の維持管理にあたりましては、損傷が大きなってから補修する「事後保全」による維持管理ではなく、点検等により施設の状態を把握（監視）し、損傷が大きくなる前にこまめに補修する「予防保全（状態監視型）」による維持管理を行うことで、駐車場の機能低下を招くことなく施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコスト（施設の建設から維持管理、最終的に解体するまでに要する費用の総額）の縮減にもつなげていくこととしております。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **ご意見の要旨** | **本市の考え方** |
| ２　今後の取り組みについて　 ２件  |
|  | バリアフリーの推進について　 １件  |
|  | 機械式の市立駐車場（地下駐車場）は、スタッフが駐車場内に常駐しているため、車いすなどの身体障がい者の方が安心して利用できる非常に貴重な施設である。今後、障がい者福祉の観点からも、機械式・自走式を問わずバリアフリー対応の駐車場を増やすべきである。 | 障がいがある人の移動など生活の利便性の向上に資する取り組みとして、自家用車等を活用できるよう、全市立駐車場における車いす使用者用駐車スペースの確保はもとより、バリアフリー対応トイレの設置など順次対応可能なものから導入を進めております。ご意見にもありますように、今後も市立駐車場をより安全・安心してご利用いただけるよう、段差の解消や手すりの設置など、建築基準法や費用の面も勘案しながらご利用者様からの要望も可能な限り反映するなど更なるバリアフリーの推進を図っていきたいと考えております。 |
| 谷町筋地下駐車場におけるハイルーフ対応車枠について　 １件  |
|  | 昨今、車の大型化が進んでおり、現状、谷町筋地下駐車場では、ハイルーフ車の利用が主体となっており、平日はもとより、特に土日・祝のハイルーフ車の駐車需要が高くなっている。（同駐車場については機械式駐車場であるため、現状ハイルーフ対応車枠が限られている。）よって、費用対効果は得られると思うので、今後ハイルーフ対応車枠をメインとした駐車機械設備の改修工事の検討をお願いしたい。 | 機械式駐車場につきましては、躯体（柱・梁・床・壁等の主要構造物）や機械設備の構造により、駐車可能な車輌の幅や高さに制限を受ける仕様となっております。　大規模な構造変更や設備更新については多額の費用を伴うため、全ての対応を行うことは大変難しい状況ではありますが、今後の施設の補修や設備の更新時において対応できるものについては検討し、より多くの方々にご利用いただける施設となるよう取り組んでまいります。 |